

武庫川水系における減災対策推進方策（案）

平成21年10月
武庫川企画調整課

武庫川流水系における減災対策推進方策（案）目次

- 1 はじめに
- 2 基本的な考え方
- 3 減災対策を進めるための課題と対応方針
- 4 減災対策の推進方策
 - (1) 減災対策5本の柱
 - 1) 水害リスクの存在の普及啓発（知る）
 - 2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る）
 - 3) 的確な避難のための普及啓発（逃げる）
 - 4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）
 - 5) 推進体制
 - (2) 減災対策3つの具体策
 - 1) 流域市と連携したモデル地区での取組による地域防災力の強化
 - 2) 住民避難や水防活動に対する河川情報の提供
 - 3) 流域市と連携したまちづくりへの働きかけ
 - (3) 減災対策推進方策（案）の体系

参考資料

1. 武庫川流域委員会委員からの減災対策推進に関する意見
2. 全国の先進事例
3. 減災対策検討会の討議概要（第1回～第8回）

1. はじめに

武庫川水系河川整備基本方針(H21.3月)で示されているとおり、武庫川では、「河川対策」、「流域対策」、「減災対策」の3つの対策で災害発生の防止・軽減を図ることとしている。

このうち、減災対策については、考え方や施策を総括的に取りまとめたものが少ないことや、武庫川流域委員会もその重要性を指摘していることから、流域委員会も参画した武庫川流域減災対策検討会を平成20年11月に組織し、8回の検討会を重ね「武庫川水系における減災対策推進方策(案)」をとりまとめた。

今後、減災対策についてはこの推進方策(案)を基に、河川整備計画等を作成していくと共に、県・市の関係機関や流域住民と共に進めていく。

2. 基本的な考え方

これまでの治水対策は、ハード整備を中心として洪水氾濫の発生を軽減させてきた。しかしながら、気候変動の影響等による局地的な集中豪雨被害が発生していることや、ハード整備も予算的な制約があるため時間を要することから、水害を完全に避けることは困難である。

一方で、高齢化社会の到来による災害時要援護者の増加や、地域コミュニティの衰退等が要因となって、地域防災力が低下しており、洪水被害発生による備えが弱体化している。

以上のことから、水害が発生した場合でも住民の被害をできるだけ小さくしていくことが重要である。

着実なハード整備とあわせて、県・市の関係機関と住民が協力し、それぞれの役割を果たして、水害発生時の被害を最小化する減災対策を進めていく必要がある。

なお、減災対策を進める過程では、取組状況を協議会で進行管理し、その結果を踏まえて、各実施主体が進め方を見直していくこととする。

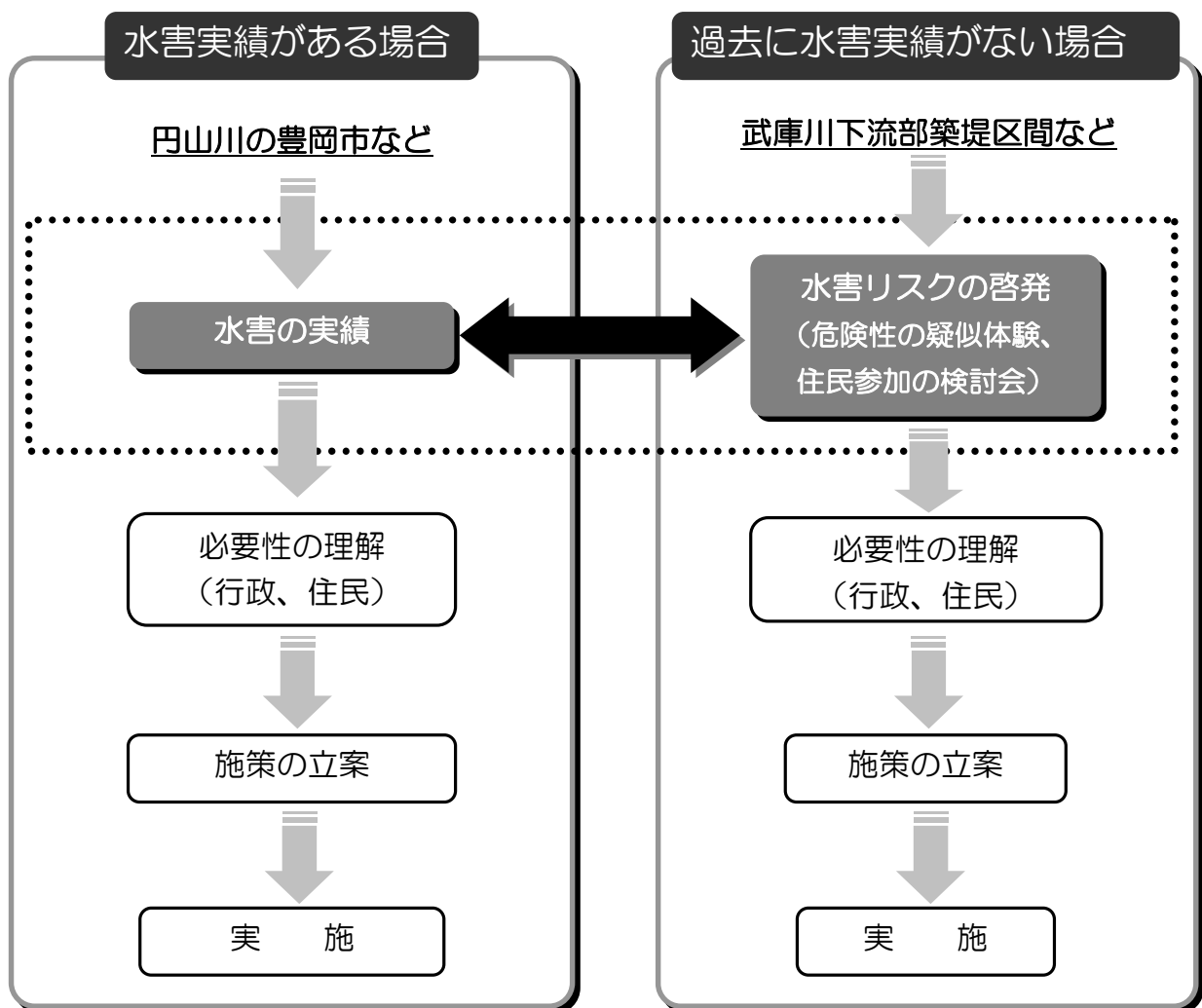
近年の集中豪雨の増加傾向などの気象変化を踏まえ、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目標として被害をできるだけ軽減するため、技術開発の進展に合わせて堤防強化等の対策に取り組むとともに、ソフト対策を中心とした「減災対策」を実施する。

(武庫川水系河川整備基本方針(H21.3月))

3. 減災対策を進めるための課題と対応方針

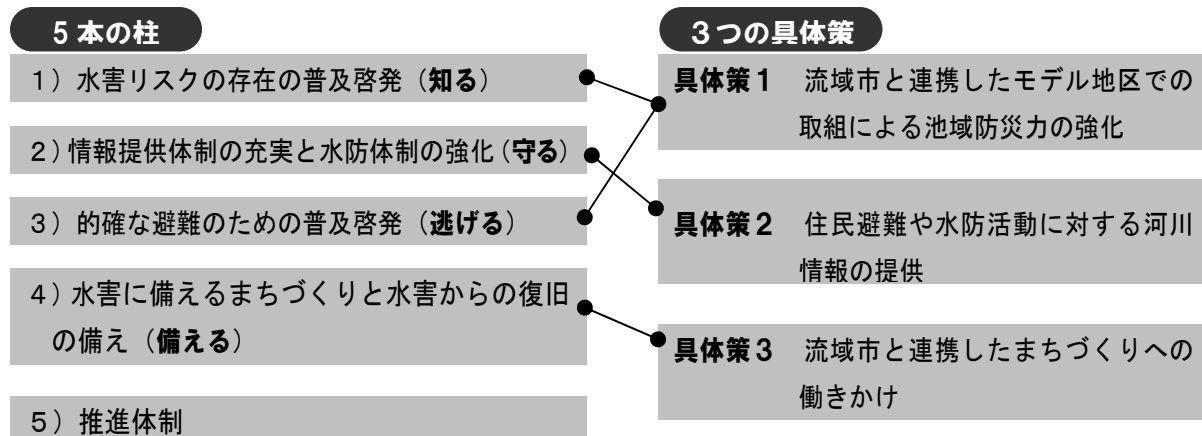
武庫川下流域のように、過去に大きな水害実績のない箇所で減災対策を進めていくには、住民に、水害リスクがあり減災対策が必要であることについて理解を得ていくことから始める必要がある。ハザードマップで浸水深を確認しながら行うまち歩きや水害体験を聴く講習会など、住民に直接的に働きかけていく取組を進める。

県・市の関係機関や住民が減災対策の必要性を理解した上で、より具体的な減災対策につなげていく。



4. 減災対策の推進方策（案）

減災対策を具体化するため、5本の柱と3つの具体策で構成する推進方策を作成した。実施にあたっては、河川管理者ではなく、防災を担う県・市の担当部局が主体となるものが多くある。関係者が連携する推進体制を設けて、推進方策の実施を県・市の防災担当部局に働きかけると共に、技術的な支援等を行っていく。



(1) 減災対策5本の柱

1) 水害リスクの存在の普及啓発(知る)

(イ) 水害リスクを知る機会の提供

県・市で構成する協議会において、ハザードマップなど減災対策に関して、整備したツールを活用しながら、住民の水害リスクを知る機会が数多く提供されるよう県・市の担当部局へ働きかけていく。

<水害リスクを知る機会の重層化案>

- ①学校の授業への組み込み
- ②住民への働きかけ（危険度認識アンケートの実施など）
- ③企業への働きかけ
- ④土地取引時の情報提供
- ⑤電柱へ浸水実績水位または氾濫想定水位の表示など

<これまでの取り組み>

- ・県は、CG ハザードマップ普及啓発連絡会（防災部局、河川部局、農政環境部局、教育部局）を設けて、県市町防災関係者、県市町教育委員会、水防団、自治会関係者などに、CG ハザードマップを活用した水害リスクの普及啓発を行っている。（H18年度より）
- ・流域市においても、小中学校の防災学習に活用（三田市）するなどハザードマップの啓発に努めており、地域住民からの要請で出前講座を行う体制にある。（流域7市）。
- ・県は、わかりやすい河川水位標の設置を進めている。（武庫川水系では、甲武橋、生瀬、三田、道場、小曾根で設置済）

- ・円山川水系、猪名川水系においては、住民の水害リスク啓発のため、町中に「実績浸水深」や「避難所」を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」標識を設置する取組が行われている。(円山川水系：H18年度～ 猪名川水系：約20年前に設置したものをリニューアル)

(ロ) 水害リスクを知るツールの整備

県・市で構成する協議会において、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを県・市の担当部局へ働きかけていく。

<ハザードマップを改良する際の項目案>

- ①最大浸水深
- ②歩行困難度（氾濫流の最大流速）
- ③洪水到達時間
- ④内水
- ⑤他河川との同時破堤
- ⑥流速と家屋被害の傾向

<これまでの取り組み>

- ・流域7市はハザードマップを整備・公表済み
- ・県は歩行困難度図、洪水到達時間図を整備し、各市へ提供済み(H17年度)
- ・内水ハザードマップの作成を尼崎市は検討中(H21年度)

また、CGハザードマップで整備してきたわかりやすい映像等を今後も広くHPで公開していくが、ホームページ以外でも利用できるような活用方法についても検討する。

<CGハザードマップの映像等の活用案>

- ①ビデオ化、DVD化して市に配布
- ②県政番組などでの放映

<これまでの取り組み>

- ・兵庫県CGハザードマップを整備済（H17年度より運用）

・ <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/hazmap/top.htm>
 ・ 映像情報（3次元動画CG、浸水イメージCG）、浸水想定区域図、避難所、雨量、河川水位、防災学習情報

(ハ) 防災の担い手の充実

県および市は、行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を今後も実施する。研修の成果を地域で活用できるよう、より一層カリキュラムを充実させる。特に武庫川に関心が高い人材には、より武庫川への関心を高め、減災に関する地域活動に自主的、主体的に関わっていくような人材となるよう県・市で構成する協議会において、県・市の担当部局へ働きかけていく。

また、行政の担当職員も武庫川の水害リスクを更に認識し、より専門的な技術を身につけた防災の担い手になるよう行政担当職員を対象とした研修の充実も協議会で検討していく。

<防災の担い手育成・活用制度の充実案>

- ①防災の担い手の養成講座の開講
- ②県・市町防災担当職員への研修
- ③防災の担い手の登録

<これまでの取り組み>

- ・ひょうご防災リーダー講座の開催（自主防災組織のリーダー等地域防災の担い手を対象）
- ・ひょうご防災カレッジの開催（県・市町防災担当、防災関係者などを対象）
- ・河川講習会の開催（縣市町の土木職員対象、H13年度～）

2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)

(イ) 避難情報の伝達

市は防災計画に基づき、同報無線、移動無線の整備を進めているが、より一層無線整備を進めるよう、県・市で構成する協議会において働きかけていく。

<これまでの取り組み>平成 20 年 5 月現在

- ・同報無線：神戸市、尼崎市、伊丹市、篠山市は整備済、西宮市は現在整備中（県内 41 市町中 20 市町で整備済）
- ・移動無線：神戸市、尼崎市、三田市、篠山市は整備済、西宮市は現在整備中（県内 41 市町中 28 市町で整備済）
- ・地域防災無線（移動無線）：伊丹市、宝塚市は整備済（県内 41 市町中 4 市で整備済）

(ロ) 河川情報の伝達

水防上重要な箇所増水する河川の画像情報を市や住民に提供、配信していくと共に、必要に応じて、水防上重要な箇所にサイレン・回転灯を設置して、迅速な避難活動を支援していく。

また、洪水時の水位予測や浸水被害が発生した場合の被害等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令を支援していく。

さらに、地デジ放送等を利用した水位情報等の配信についても、今後検討していく。

<これまでの取り組み>

- ・洪水危険情報の提供：

{	洪水時に水位局で予測した水位情報を市町へ配信（H19 武庫川）
}	浸水時の被害規模や救助物資必要量を算定し市に配信（H20 武庫川）
- ・河川監視画像の提供：武庫川本川の水防上重要な箇所に監視カメラを 4 カ所設置し、河川の状況をリアルタイムに提供
 - カメラの設置状況：生瀬（H18）、阪神橋梁（H20）、武田尾（H20）、三田（H21 予定）
 - 画像の配信状況：阪神橋梁、生瀬、武田尾は市に静止画像を配信済み、三田は整備中
 - ※県民には平成 22 年の増水期までに静止画を配信予定
- ・川の防災情報（雨量、水位、気象警報等の発令状況）をリアルタイムにインターネット配信（兵庫県防災気象情報）
- ・重要水防箇所図の公表

- ・武田尾（H17年度）、リバーサイド（H17年度）に洪水危険情報通報システム（サイレン等吹鳴）を設置
- ・ひょうご防災ネットによる携帯電話等のメール機能を利用した緊急情報、避難情報の提供（県下22市5町が参画、武庫川流域では、神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市、篠山市が参画、伊丹市は市独自の防災情報提供システムで運用）（再掲）

（ハ）堤防強化・流域対策の推進など

技術開発の進展に合わせて超過洪水に対する堤防強化の対策に取り組む。また、関係機関や事業者、地域住民との連携を強化し、学校、公園、ため池における雨水貯留施設の整備や開発に伴う防災調整池の設置指導を進めると共に、森林の保全や各戸貯留など、流域内の保水・貯留機能の確保についても、県・市の関係機関に働きかけていく。

3) 的確な避難のための普及啓発(逃げる)

（イ）自助の取組の推進（被害に遭わない方策を知るツールの整備）

県および市は、作成した「ハザードマップ」、「防災ハンドブック」、「学習資料」のより一層の普及を図り、住民が被害に遭わないために必要な予備知識を啓発していく。内容についても、充実していくよう県・市で構成する協議会において、県・市の担当部局へ働きかけていく。なお、検討に際しては、避難中に被災することもあるため、避難所への避難だけではなく、上層階への避難なども選択肢とする。

また、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報、土砂災害警戒情報等や、避難情報等を届けることができる「ひょうご防災ネット」の普及についても協議会において県・市の関係機関に働きかけていく。

＜防災ハンドブック等普及啓発方策案＞

- ①県・市防災担当者への配布
- ②ホームページへの掲載
- ③防災専門家を育成する防災研修での活用
- ④学校の授業での活用
- ⑤住民ワークショップなどでの活用

＜これまでの取り組み＞

- ・市は、公表しているハザードマップの中に、「非常時持ち出し品」、「避難時の心得」などの防災情報を盛り込み済み。（流域7市）
- ・県は、「兵庫県防災ハンドブック」（H19年度）、「学習教材（小学校学年用～高等学校用）」を作成しHPに掲載。
- ・ひょうご防災ネットによる携帯電話等のメール機能を利用した緊急情報、避難情報の提供（県下22市5町が参画、武庫川流域では、神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、三田市、篠山市が参画、伊丹市は市独自の防災情報提供システムで運用）

(ロ) 共助の取組の推進（避難体制の確立等）

県・市で構成する協議会において、水害発生時における災害時要援護者に対する介助について、地区内で住民同士が助け合う自主防災の取組が進むよう県・市の担当部局に働きかけていく。

<共助の取組みを進める方策案>

- ①地域住民組織への働きかけ（危険度認識アンケートの実施など）〔再掲〕

(ハ) 公助の取組の推進（避難所間等の連携等）

県・市で構成する協議会において、隣接市間で避難情報を共有・整合を図ると共に、水害時に隣接市の避難所を活用すること等について、県・市の担当部局へ働きかけていく。また、避難経路等を屋外に表示し住民や外来者に周知することの有効性や実現可能性を見極めた上で、具体化の検討について、協議会において、県・市の担当部局へ働きかけていく。

<これまでの取組み>

- ・「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」
（尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町、H9年度～）
- ・「災害時における相互応援協定」
（神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・三田市・三木市・稲美町・明石市、H8年度～）
- ・「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」（県、県内各市町、H18年度～）

4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）

(イ) まちづくりとの連携

まちづくりとの連携に不可欠な水害リスクの普及啓発を進めると共に、まちづくり施策との連携のあり方について、県・市で構成する協議会において、県・市の関係機関に働きかけていく。

<検討項目案>

- ①浸水常襲地の市街化調整区域への編入
- ②浸水が想定される地区での開発抑制
- ③浸水が想定される地区での3階建建築・ビロイ建築の促進
- ④浸水が想定される地区での地下室建設抑制

(ロ) 重要施設の耐水化

水害からの早期復旧を図るため、避難所などの重要施設での電気設備等の耐水化を進めていくことについて、県・市で構成される協議会において、県・市の担当部局に働きかけていく。

<耐水構造の案>

- ①敷地のかさ上げ
- ②敷地の囲い込み
- ③高床式
- ④外壁での遮水

(ハ) 水害に対する保険制度の加入促進

水害からの住まいの早期復旧を図るため、住宅の水害も対象となる「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の保険制度の加入について、県・市で構成する協議会において、県・市の関係部局などを通じ普及啓発を働きかけていく。

<これまでの取り組み>

- ・フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の加入促進
- ・貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋める、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助）による住宅再建支援の仕組み。
- ・住宅を所有している方が加入し、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度。
- ・対象：兵庫県内に住宅を所有している方、分譲マンションに居住されている方、賃貸住宅を所有されている方、法人も対象

5) 推進体制

(イ) 「武庫川水系総合治水推進協議会（仮称）」の設置

武庫川水系においては、流域対策とともに減災対策を推進し、河川対策と連携した総合的な治水対策を推進することとしている。流域対策、減災対策は、県・市が連携して進めていかなければならないことから、県が武庫川水系において流域対策とともに減災対策を推進するために策定する「武庫川水系における総合的な治水対策の推進に関する要綱（仮称）」に基づき、県・市で構成する「武庫川水系総合治水推進協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置する。

協議会には、県・市の河川、防災、農政、都市計画、公園施設、学校施設等の幅広い部局の参加を求め、連携して施策を実施する。

(ロ) 「武庫川水系総合治水推進計画（仮称）」の策定及び推進

協議会は、河川管理者が策定する「武庫川水系河川整備計画」（以下、「河川整備計画」という。）との整合を図った「武庫川水系総合治水推進計画（仮称）」（以下、「推進計画」という。）を策定し、この計画に基づき流域対策とともに減災対策を武庫川水系において実施する。

推進計画は、「武庫川水系における減災対策推進方策（案）」を反映するとともに、武庫川流域委員会と意見交換を行ったうえで策定する。

(ハ) 「推進計画」のフォローアップ

推進計画については、協議会において実施状況の進行管理を行う。また、河川整備計画の実施状況のフォローアップと併せて、推進計画の実施状況に関しても意見交換を行う組織を検討する。

(2) 減災対策3つの具体策

(1)の減災対策5本の柱を具体的に進めるため、以下の3つの具体策を県・市の関係部局へ提案していく。

1)具体策1 流域市と連携したモデル地区での取組による地域防災力の強化

築堤部、合流点、支川など、下流域から上中流域も含め被害が想定される箇所をモデル地区に選定し、以下のステップで水害リスクを啓発し、住民意識を段階的に高めながら、減災対策につなげていく。

モデル地区での取組状況は、広報資料などで流域内に広く周知するとともに、このような取組は、地区の安全性を高めるだけでなく、地区自体の価値も高めることになることをPRすることで、積極的に各地区に展開していく。

(イ) 第1ステップ：きっかけづくり

- ・住民と専門家が参加するワークショップを開催し、まち歩きなどで住民自らが水害発生時の状況を認識し、地域の課題を把握する。
- ・流水装置を使用した水流の実体験の実施など、住民が参画しやすい環境を整えることや、住民のニーズを把握するように努める。
- ・流速、到達時間などハザードマップに記載されている以外の河川情報等を提供して、ハザードマップの改善提案も収集する。

<ワークショップのテーマ例>

水害リスクの認識、自助・共助意識の必要性、ゲリラ豪雨対策

<参加者のイメージ>地域住民（地区の代表等数名）、行政、防災専門家 等

【各主体の役割等】

- ・最初のステップであり、住民の取組を行政がサポートし、住民の参画意識を高めていく。
- ・行政は、ハザードマップ等のツールを活用して、水害リスクの啓発に努める。
- ・議論の誘導や指導的な役割で防災専門家が参画して全体をコーディネートする。

(ロ) 第2ステップ：住民意識向上と減災対策の具体化

①災害図上訓練（DIG）の実施

- ・地図上で避難体制の現状について、課題や対策を話し合って検討していく。

<参加者のイメージ>地域住民（地区の代表等数名+α）、行政、防災専門家 等

②防災マップや手作りハザードマップの作成

- ・まち歩きや災害図上訓練で得られた課題や対応策を踏まえて、ワークショップにより防災マップ等を作成する。

<参加者のイメージ>地域住民（地区の代表等数名+α）、行政、防災専門家 等

③地区内全住民を対象とした講演会等イベントの実施

- ・防災専門家による講演会等、多くの住民が参加できる機会をつくり、これまでの住民参加の取組を広めていく。
- ・フェニックス共済（保険制度）や各戸貯留浸透など流域対策の推進等についての普及啓発も併せて行う。

<参加者のイメージ>地域住民、行政、防災専門家 等

【各主体の役割等】

- ・住民の自主的、継続的な参画意識を高めるため、住民が主体的に取り組み、行政がこれをサポートするような体制となるよう環境づくりに努める。
- ・防災専門家は、住民の主体的な取組になるよう働きかける。
- ・住民代表は、地区内への周知と幅広い住民参画が実現するよう働きかける。

(ハ) 第3ステップ：実践への展開

①「地区避難所マップ」の作成（防災マップ、手作りハザードマップの充実）

- ・住民アンケート等で避難場所、災害時要援護者（年配者や障害者）の有無を把握する。
- ・水害時に浸水しない近隣の民間マンション等を一時避難に利用すること、市境の避難所の連携、避難経路の屋外掲示、電柱等へ浸水実績水位または氾濫想定水位の表示、災害時要援護者の支援等について検討する。
- ・検討結果を踏まえて作成したマップを公表し、地域住民へ啓発していく。

<参加者のイメージ>

地域住民（地区の代表等数名＋α）、関係する建物所有者、行政、防災専門家 等

②自主防災組織（自治会、住民ボランティア等と連携）を活用した避難誘導のしくみの構築

- ・避難時に支援が必要な災害時要援護者の名簿作成
- ・緊急時の情報伝達方法の整備、災害時要援護者の避難体制の確立

<参加者のイメージ>地域住民（地区の代表等数名＋α）、行政、防災専門家 等

③防災訓練、防災教育の継続的な開催

- ・地区避難所マップ、避難誘導の仕組みを活用した実践的な防災訓練の実施
- ・地区避難所マップ、避難誘導の仕組みの継続的な検証と見直し
- ・整備したツールを活用し、地区内の学校と連携した地域ぐるみの防災教育の実施

<参加者のイメージ>地域住民、学校関係者、行政、防災専門家 等

④住民それぞれに対応した避難プラン（マイ避難プラン）の作成（自助の取組の推進）

- ・地区住民が個人レベルで災害時における避難行動が行えるよう啓発

【各主体の役割等】

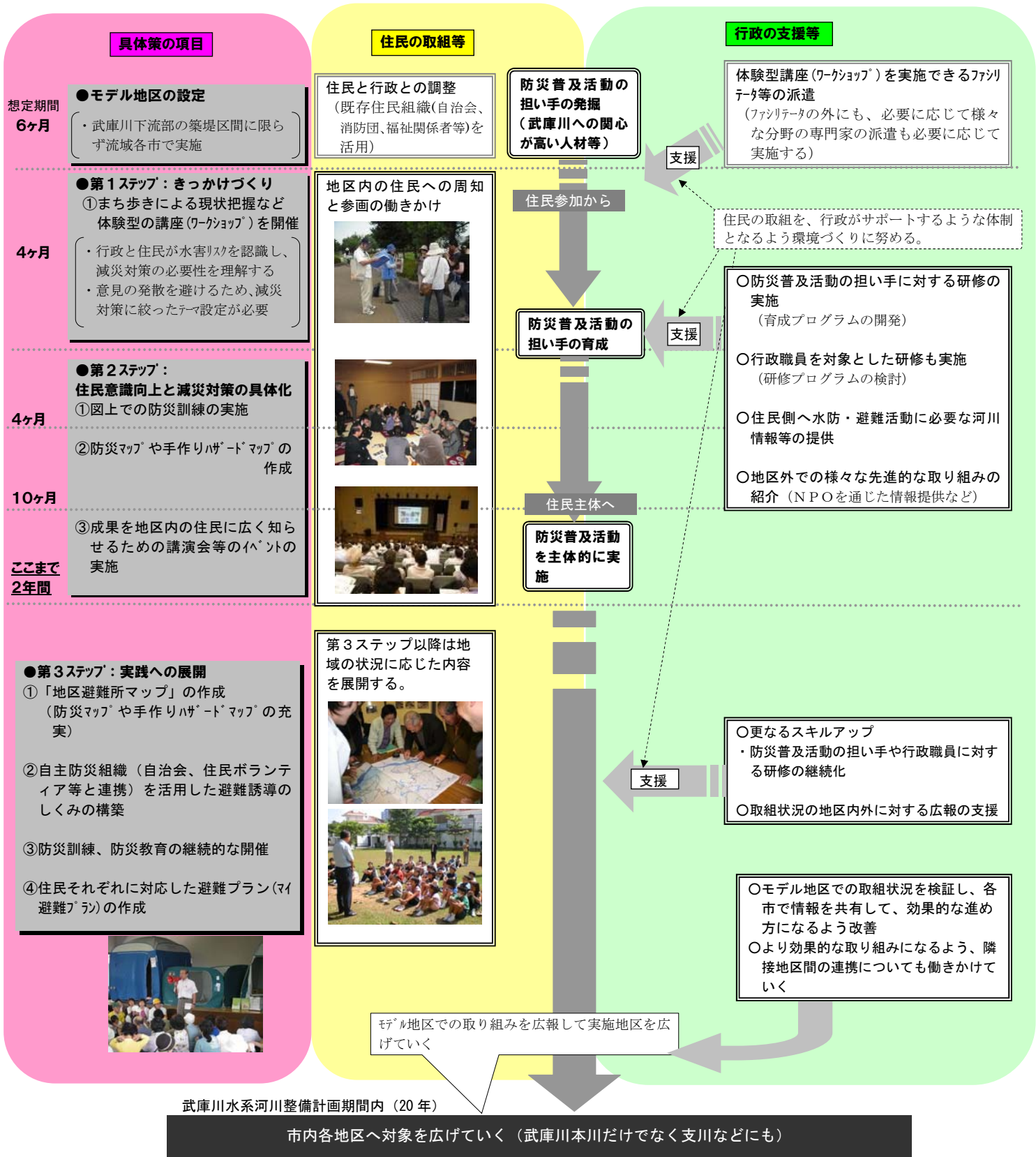
- ・住民が継続して主体的に取り組み、行政は住民をサポートしていく。
- ・行政は、地域の取組が継続するよう、地区代表と情報共有していく。
- ・防災専門家は、住民の主体的な取組をサポート、助言する。
- ・住民代表は、地区内への周知と幅広い住民参画を働きかけるとともに、継続的な取組へとつなげていく。

具体策1 流域市と連携したモデル地区での地域防災力の強化

■基本的な考え方

- 住民に直接的に働きかける取り組みを実施する。
- 防災の取り組みが継続的に進められるよう、継続して防災に関わっていける地区の人材（防災普及活動の担い手）を活かすことに努め、それを行政がサポートする環境づくりに努める。
- モデル地区での取組状況を検証して、各市で情報を共有し、効果的な進め方になるよう改善していく。
- モデル地区の取り組みを積極的に広報し、対象地区を広げていく。

■具体的な展開と各主体の取組



2) 具体策2 住民避難や水防活動に対する河川情報の提供

水防活動を迅速かつ円滑に行うため、増水期前に、県・市をはじめ関係機関で構成する水防連絡会を開催し、水防体制や非常時の連絡系統、水防に関する情報の共有等の調整を行っている。

また、関係機関が参加する水防情報伝達訓練、市町職員・消防団員等を対象とした水防技術講習会を実施している。



水防訓練の実施

さらに、洪水時に水防活動の主体となる流域市が確実に水防活動を行えるようにすると共に、住民の避難を支援するため、防災無線の整備、河川監視カメラの設置、画像の提供、洪水危険情報の提供、サイレン・回転灯の設置を進め、河川情報等の提供に努める。

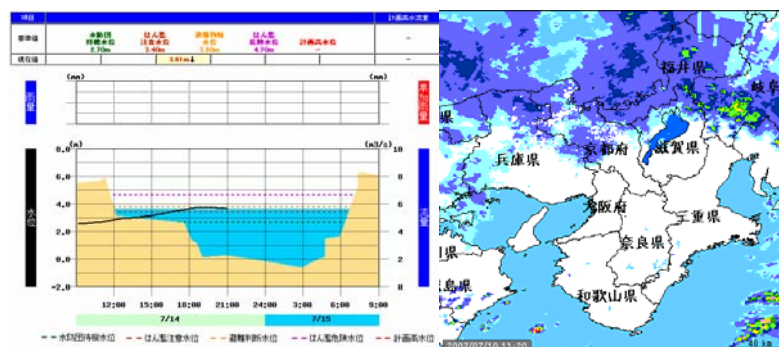


河川監視カメラの設置



サイレン・回転灯の設置

洪水危険情報の提供



3) 具体策3 流域市と連携したまちづくりへの働きかけ

(災害に対応できる住まい方の転換へ)

まちづくりと連携して減災対策を推進するため、浸水被害が想定される地域に居住している住民へ水害リスクを普及啓発することからはじめる。これには、具体策1での取組を流域内各地区に展開していくとともに、県、市の河川担当部局、まちづくり担当部局、防災担当部局が協力して、大きな浸水被害が想定される地区から重点検討地区を設定して、減災のための住まい方の転換や土地利用の誘導に向けた検討を行っていく。

1) 重点検討地区の設定

- ・ハザードマップ等の情報をもとに、住まい方の転換や土地利用の誘導による減災対策が有効な地区を重点地区に設定する。

2) 住まい方の転換等に向けた検討

① 市内での検討会

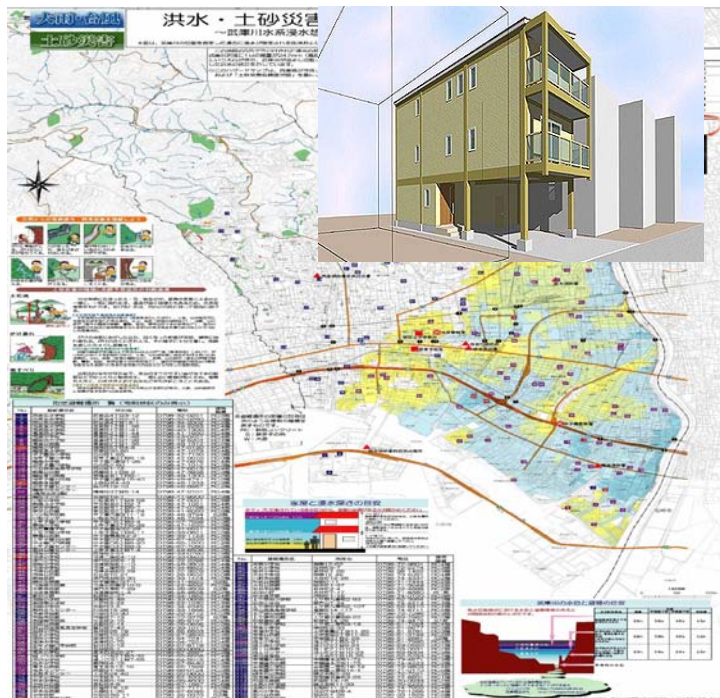
- ・減災のための住まい方の転換や土地利用の誘導に向けたまちづくり施策との連携の基本的な考え方、重点検討地区での住まい方の転換や土地利用の誘導に向けた、具体的な対策などについて検討する。

(参加者：河川、防災、都市計画、建築 等)

② 下流域4市との検討会

- ・減災のための住まい方の転換や土地利用の誘導に向けて、市担当部局と検討を進め、重点検討地区での今後の展開や、地区住民への働きかけなどについて意見交換する。

(参加者：市の河川、防災、都市計画、建築の担当部局 等)



ハザードマップと住まい方の転換例

3) まちづくりとの連携に向けた住民意識の向上

① 水害リスク情報の提供

- ・ハザードマップ等のツールを活用し、水害リスク情報を建築業界の関係団体等に提供する。

② 住まい方の転換等に関する地域での勉強会の開催

- ・重点検討地区において勉強会を開催し、住民の意向を確認すると共に、将来的な進め方について話し合う。

(参加者：地域住民、市、県、防災専門家 等)

(3) 減災対策推進方策(案)の体系

◆減災対策5本の柱

1) 水害リスクの存在の普及啓発(知る)

- (イ) 水害リスクを知る機会の提供
- (ロ) 水害リスクを知るツールの整備
 - ・ハザードマップの改良
 - ・映像の活用
- (ハ) 防災の担い手の充実

2) 情報提供体制の充実と

水防体制の強化(守る)

- (イ) 避難情報の伝達
- (ロ) 河川情報の伝達
- (ハ) 堤防強化・流域対策の推進など

3) 的確な避難のための普及開発

(逃げる)

- (イ) 自助の取組の推進
(被害に遭わない方策を知るツールの整備)
- (ロ) 共助の取組の推進
(避難体制の確立等)
- (ハ) 公助の取組の推進
(避難所間の連携等)

4) 水害に備えるまちづくりと

水害からの復旧の備え(備える)

- (イ) まちづくりとの連携
- (ロ) 重要施設の耐水化
- (ハ) 水害に対する保険制度の加入促進

5) 推進体制

- (イ) 「武庫川水系総合治水推進協議会(仮称)の設置
- (ロ) 「武庫川水系総合治水推進計画(仮称)の策定及び推進
- (ハ) 「推進計画」のフォローアップ

◆減災対策3つの具体策

具体策1 流域市と連携したモデル地区での取組による地域防災力の強化

第1ステップ きっかけづくり
(ワークショップの開催)

第2ステップ 住民意識向上と減災対策の具体化

- ①災害図上訓練(DIG)の実施
- ②防災マップ、手作りハザードマップの作成
- ③地区内全住民を対象とした講演会の開催

第3ステップ 実践への展開

- ①「地区避難所マップ」の作成(防災マップ、手作りハザードマップの充実)
- ②自主防災組織を活用した避難誘導のしくみの構築
- ③防災訓練、防災教育の実施
- ④個人レベルの避難プランの作成に向けた啓発(自助の取組の推進)

取組状況等を流域内に周知

具体策2 住民避難や水防活動に対する河川情報の提供

- ・防災無線の整備
- ・河川監視カメラの設置、画像の提供
- ・洪水危険情報の提供
- ・サイレン・回転灯の設置

具体策3 流域市と連携したまちづくりへの働きかけ

- 1 重点検討地区の設定
 - 2 住まい方の転換等に向けた取組
(県関係部局、下流域4市)
 - 3 まちづくりとの連携に向けた
住民意識の向上
- ①水害リスク情報の提供
 - ②住まい方の転換等に関する地域での勉強会の開催